

**公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）**  
**獣医総合臨床認定医制度規程 細則**

1. 公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）（以下「本学会」）獣医総合臨床認定医制度規程に基づき以下の細則を定める。
2. 獣医総合臨床認定医（以下「認定医」）試験を受験する者は、受験資格として、先ず以下の基本資格とポイント制の条件を満たす必要がある。
  - (1) 基本資格
    - i) 小動物臨床経験を5年間以上有する者。
    - ii) 申請時より過去5年間以上連続して本学会の会員であり、会費を完納している者。
    - iii) 申請時より過去5年以内に3回以上本学会へ出席している者。
  - (2) ポイント制
 

ポイントの取得は以下の基準により、合計50ポイント以上が必要である（表1）。

    - i) 受講：認定委員会が定めた本学会のセミナー等を受講し、表2に定めた各分野において2ポイント以上6ポイントまで、合計30ポイント以上のポイント取得が必須である。
    - ii) 発表：本学会での症例検討、一般口演、ポスターセッション、依頼講演を行うとポイントが加算される。
    - iii) 司会・座長：認定医委員会が認めた本学会のセミナー等で、司会もしくは座長を務めた場合には、ポイントが加算される。
    - iv) 論文掲載：動物臨床医学雑誌への投稿論文が掲載されるとポイントが加算される。
    - v) 講習会：知の市場（合同カンファレンス）や公益財団法人動物臨床医学研究所が主催するセミナーを受講または発表するとポイントが加算される。
    - vi) 受講ポイントの取得証明：認定医委員会が定めたセミナー等を受講した場合には、当学会が発行するポイント手帳への捺印をもって受講ポイントの取得証明とする。ポイント手帳は、各セミナー開始前に各受付に提出し、終了後各自で手帳を引き取る。
    - vii) ポイントは、申請時より過去7年間に取得したものを有効とする。

**認定医試験受験資格のポイント数の基準（表1）**

| 種類   | 評点項目  | ポイント                    |
|--|---|-------------------------|
| 認定医<br>セミナー                                      | <b>動物臨床医学会および合同カンファレンス</b><br>・認定医委員会が定めたセミナー等を30ポイント以上受講することを必須とする。<br>なお、30ポイントの内訳として、表2に定める各分野2ポイント以上6ポイントまでの受講が必須である。 | 1時間受講：1ポイント             |
| 学会発表   | <b>動物臨床医学会</b><br>一般口演、症例検討、ポスターセッション、依頼講演  | 2ポイント/回<br>(共同研究者1ポイント) |
| 司会・座長  | <b>動物臨床医学会</b><br>・一般口演、症例検討、各種セミナー、パネルディスカッション、<br>クリニカルシンポジウムなど   | 1ポイント/回                 |
| 論文掲載   | <b>動物臨床医学雑誌</b><br>・掲載論文  | 10ポイント/編、<br>(共著者2ポイント) |
| その他  | <b>知の市場（合同カンファレンス）や当財団のセミナーなど</b><br>・受講のみ<br>・発表、依頼講演  | 1ポイント/回<br>2ポイント/回      |
| <b>認定医セミナー受講ポイントとして30ポイントを必須とし、合計50ポイント以上が必要</b> |   |                         |

(表 2) 受講すべき各分野

|   |
|---|
| 1.神経分野、2.呼吸器分野、3.循環器分野、4.腎泌尿器分野、5.生殖器・繁殖、6.運動器分野、<br>7.消化器分野、8.歯科、9.眼科分野、10.皮膚分野、11.内分泌分野、12.血液免疫分野、13.腫瘍分野、<br>14.その他の分野（エキゾチックペット、行動学、感染症、画像診断） |
|---|

3. 認定医試験の免除

令和2年12月31日までの特例として、以下に該当する者に対しては、本学会が定めた書類に必要事項を記入し申請することにより、認定医試験を免除することができる。

- (1) 基本資格として、申請時において小動物臨床歴15年以上、本学会歴が過去10年以上連続しており、その10年で5回以上本学会に参加し、会費を完納している者。
- (2) 過去15年の本学会での活動歴として以下を満たす者
  - i) 当学会に対し功績があった者（理事、評議員、企画実行委員、編集委員のいずれかの者）
  - ii) 当学会にて教育講演（企業セミナーを除く）もしくは発表（一般、症例、ポスター：共同研究者含む）を3回以上行った者
  - iii) 動物臨床医学（共著含む）に1報以上掲載された者

4. 受験資格審査と認定医試験

- (1) 基本資格と規程のポイント制の条件を取得した者もしくは認定医試験の免除を受ける者は、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定医試験受験資格審査料（受験料含む）、獣医総合臨床認定医ポイント手帳を添えて本学会に提出する。
- (2) 前項の受験資格審査に関する書類等の提出に関しては、8月31日（必着）を締切とするが、認定医試験の免除を受ける者は、令和2年12月1日（必着）を締切とする。
- (3) 受験資格審査に適合した者は、認定医試験を受験することができる。

5. 認定医試験と受験方法

- (1) 認定医試験は年1回、本学会中に実施する。認定医試験の日時、場所等及び受験方法については、公益財団法人動物臨床医学研究所のホームページ、本学会誌「動物臨床医学」等で通知する。
- (2) 不明な点については、本学会へ連絡をすること。

6. 認定医試験の結果発表

認定医試験の合否結果は、受験者に文書で通知するものとする。

7. 認定医の認定医登録

- (1) 認定医試験に合格した者は、獣医総合臨床認定医の申請をすることができる。
- (2) 認定医申請する者は、認定医登録申請手続きとして、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定料を添えて本学会に提出する。

8. 認定医の特典

- (1) 認定証（病院内に掲示できるもの）
- (2) 認定医を公益財団法人動物臨床医学研究所のホームページ上に公開する。
- (3) 認定医は本学会誌「動物臨床医学」およびニュースレター「ミューズ」で紹介する。

9. 認定医の更新

- (1) 認定医資格の更新をする者は、認定医更新審査手続きとして、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定医更新料を添えて本学会に提出する。
- (2) 認定医更新手続きは、獣医総合臨床認定医を取得してから5年満了になる1年前より可能である。
- (3) 認定医更新には、動物臨床医学会に過去5年以内に3回以上出席していることが必須である。

10. 認定医試験受験資格審査料（受験料含む）、認定医登録料、認定医更新料

- (1) 認定医試験受験資格審査料（受験料含む）は2万円とする。
- (2) 認定医登録料（認定証を含む）は3万円とする。
- (3) 認定医更新料は2万円とする。（認定料、認定証含む）

11. この細則は、公益財団法人動物臨床医学研究所理事会の承認にて変更することができる。

附則 この細則は、平成27年9月1日より施行する。

附則 平成30年3月24日改定

附則 平成30年10月28日改定

附則 平成31年4月21日改定